

令和7年12月青森県東方沖地震に係る県内被災者への義援金受付について

青森県では、令和7年12月青森県東方沖地震に係る義援金に関する受付窓口を下記のとおり設置しました。

<留意点>

以下に留意の上、不明な点は会計管理課、又は、健康医療福祉政策課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○ 義援金の受入口座、受領書の発行に関すること

会計管理課（017-734-9743）

○ 義援金の配分に関すること

健康医療福祉政策課（017-734-9276）

<義援金の受付について>

1 受付窓口

出納局会計管理課

2 受付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月30日（金）まで

3 義援金の振込先

振込先銀行名	口座番号	受取人口座名義
青森みちのく銀行 県庁支店	普通預金 3062206	令和7年12月青森県東方 沖地震青森県義援金

青森みちのく銀行各店の窓口または全国地方銀行協会に加盟する地方銀行各店の窓口で振込については、手数料は無料です。

なお、上記以外の金融機関からの振込やATM等を利用する場合には、振込手数料がかかりますのでご注意ください。

義援金については、県での受付のほか、日本赤十字社青森県支部及び青森県共同募金会でも受付しております。詳細については、直接お問い合わせください。

4 義援金の取扱い

義援金は、県、日本赤十字社青森県支部、青森県共同募金会、市町村等で構成される義援金配分委員会により公平に配分を決定することとしています。

なお、義援金を送金（振替・払込を含む。）いただいた皆様のお名前を公表することがあります。

5 税法上の措置について

- ・ 所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。
- ・ なお、銀行振込（振替、払込を含む）により、義援金取扱口座へ送金いただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書（受領書）の原本にこの資料の写しを添付することで、損金及び寄附金控除等を受けるための受領書（証明書）に代えることができます。

6 受領書の発行について

銀行振込（振替、払込を含む。）により義援金取扱口座へ送金していただいた場合は、お申出のあった方にのみ受領書を郵送させていただきます。

受領書をご希望の方は、(1)会計管理課のホームページから様式をダウンロードして必要事項を記入の上、メール送信していただくか、又は、(2)当課へのFAX、電話により「義援金振込受領書発行願（様式）」を請求の上、「振込・振替先（銀行）、振込・振替日、金額、振込・振替者名、郵送先の住所、氏名、電話番号」を記入し、FAX又は郵便により「義援金振込受領書発行願」を当課に送付願います。

【義援金振込受領書発行願様式】

義援金振込受領書発行願

令和 年 月 日受付

郵便番号	
住 所	
氏 名	
振 込 日	令和 年 月 日
振込機関	青森みちのく銀行 ・ その他（ ）
振込金額	円
備 考	

書類送付先住所（宛名）：青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県 出納局 会計管理課

メー ル：kaikeikanri@pref.aomori.lg.jp

電話番号：017-734-9743

FAX 番号：017-734-8224